

# Niigata Sky Club 規約

## 第1条 【名称】

本会は、「Niigata Sky Club」（略称：NSC）と称す。

## 第2条 【目的】

新潟県の山々で練習会やイベント、大会への参加を行い、体力、登山技術、知識の向上と共に、スカイランニング（快速登山）のスキルを高め、新潟の山々とスカイランニングの魅力を発信し、新潟でのスカイランニングの認知、普及、発展を目指す。

## 第3条 【活動】

1. 練習会の実施
2. スカイランニング協議会への参加
3. 登山道整備等の地域貢献活動
4. その他、本会の目的達成に必要な活動

## 第4条 【会員】

本会は、一般社団法人日本スカイランニング協会の傘下であり、一般社団法人日本スカイランニング協会への個人登録は希望者のみとする。本会会員は新潟県の山々を活動拠点とする者とする。入会後は、公式チームユニフォームを購入し、競技会での着用を推奨する。

## 第5条 【役員】

本会に以下の役員を置く。役員は代表が任命する。役員の任期は1年とし再選を妨げない。

1. 代表 1名
2. 副代表 若干名
3. 会計 1名
4. 監査役 1名

## 第6条 【代表】

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

## 第7条 【役員会】

本会の役員は役員会を組織する。役員会は代表が招集し、役員会の議決が必要な事項について決議する。

## 第8条 【総会】

総会は、年1回とし、代表が召集する。会員は正当な理由がない限り出席しなくてはならない。総会は定数の半数以上の出席（委任状を含む）を持って成立する。また議事は定数の半数以上が出席（委任状を含む）し、出席者の過半数以上の賛同を得て決議する。

- 第9条 【会計】  
本会は本規約に則り、会費、寄付金、各種収入にて運営する。総会、役員会に関する費用は、正当な理由により基本的に本費用より支出する。
- 第10条 【会費】  
本会の活動に当たり、別途定める会費を納める。
- 第11条 【入会】  
本会への入会は、インターネットで所定の入会フォームへの入力による申し込みを経て、役員承認を得ることとする。
- 第12条 【退会】  
本会を退会する者はその理由を記した退会届を役員に提出することとする。
- 第13条 【除名】  
下記事項に該当するものは役員会の決定により除名とする。  
1. 日本スカイランニング協会が定める行動規範に違反した者  
2. 本会の目的や方針に反する言動のあった者  
3. 本会の名誉を著しく傷つけた者
- 第14条 【保険】  
本会の会員は、各自で山岳保険に加入しなくてはならない。
- 第15条 【責任】  
「第3条【活動】」、並びに活動参加のための移動等における事故等については本会は一切の責任を負わないものとする。但し、本会は会員をあげて可能な限り事故を未然に防ぐことに留意する。
- 第16条 【個人情報】  
入会申込時に記載された個人情報は、本会の運営・活動・事故対応等、必要な範囲に限り使用できるものとする。本会の活動中に記録された写真、映像、音声に関する一切の権利は本会に帰属するものとする。
- 第17条 【その他】  
規約に定められていない用件に関しては随時、役員会が判断し実施する。
- 付則 本規約は2020年4月1日から施行する。